

市民会館の整備検討懇談会開催要綱 新旧対照表

現 行	改正後
<p>(役割)</p> <p>第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。</p> <p>1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関する事。こと。</p> <p>2 その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。</p>	<p>(役割)</p> <p>第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。</p> <p>1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関する事。こと。</p> <p><u>2 今後の市民会館の管理運営の方向性やあり方に関する事。こと。</u></p> <p><u>3</u> その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。</p>
<p>(謝金等)</p> <p>第2条 第3条第1項に規定する者には、懇談会への出席に係る謝金及び旅費を支払うことができる、</p>	<p>(謝金等)</p> <p>第5条 第3条第1項に規定する者には、懇談会への出席<u>又は意見の聴取</u>に係る謝金及び旅費を支払うことができる、</p>

付 則

この定めは、令和元年8月6日から施行する。

付 則

この定めは、令和2年7月28日から施行する。